



生活困窮者への緊急支援活動全国キャンペーン (赤い羽根 ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動応援キャンペーン)

社会福祉法人鳥取県共同募金会

実施要領(抜粋)〔詳細は本会のホームページをご確認ください。https:// akaihane-tottori.or.jp 〕

趣旨及び目的

鳥取県共同募金会では、市町村社会福祉協議会等が行う生活にお困りの方への生活相談等を行う際に、アウトリーチや支援に繋がるきっかけづくりのツールとして、来所時に緊急的に配布するための食料品や日用品の整備等に要する経費に対し、全国の共同募金会等と協働して助成します。

実施主体等

社会福祉法人鳥取県共同募金会
全国の共同募金会及び中央共同募金会〔協働実施〕

助成について

- ア 助成額：1件あたり10万円以上
ただし、特に緊急性や必要性があると本会が認めた場合は上限を50万円とします。
- イ 助成件数：20件程度
- ウ 助成内容
- ① 対象団体：市町村社会福祉協議会又は生活困窮に関する相談事業を実施する法人及び団体で、鳥取県内で活動するもの。
 - ② 対象事業：ポスト・コロナ社会にあって困難を抱えた人たちの生活相談を行う際に、緊急的に配布する必要がある食料品や日用品等の購入費など。
 - ③ 対象期間：助成決定の日から令和6年3月31日(日)までに実施される事業。
 - ④ 対象経費：本助成事業の趣旨及び目的に合致し、対象事業の経費として特定できるものであれば計上できます。
 - ⑤ 対象外経費：事業に係る人件費及び謝金
団体の維持・管理のみを目的とした経費
補助金等の公的経費や他の助成金が充当される経費 など
(詳細は事務局にお問い合わせください。)
決定方法：本会配分委員会において審査・決定します。
 - ⑥ 申請方法：「助成申請書」及び添付資料をE-mail又はFAXで提出するとともに、正本(1部)を本会へ郵送してください。
受付の締め切りは、令和5年12月28日(木)受信分までとします。
※ なお、追加募集する場合は、本会ホームページで公表します。



社会福祉法人
鳥取県共同募金会

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5
(鳥取県立福祉人材研修センター内)
【TEL】0857-59-6350
【FAX】0857-59-6340
【E-mail】akaihane@tottori-wel.or.jp